

## 一般財団法人武蔵野市開発公社まちづくり活動等支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域に密着した地元組織が行う「まちづくり活動」及び「地域活性化事業」等に対して、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下「公社」という。）が交付するまちづくり活動等支援助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業及び助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、地域の活性化を図ることを目的に市内の団体が行う以下に掲げる事業で、新規又は既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動及び地域の活性化に資する活動とし、助成対象者は、当該事業を実施する団体とする。

- (1) 都市整備及び再開発に関する事業
- (2) 都市の緑化及び環境保全に関する事業
- (3) 住まいに関する事業
- (4) 都市の活性化及び地域振興に関する事業
- (5) その他、理事長が特に認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、この要綱の助成対象事業としないものとする。

- (1) 他の助成金の交付を総事業経費の2分の1以上受けている事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみを帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 施設の建設又は施設の維持管理を主たる目的とする事業
- (5) 先進地視察及び各種会議や大会への出席並びに交流のみにとどまる事業
- (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (7) その他助成することが適当でないと認められる事業

3 第1項に規定する団体は、国、地方公共団体又は政治活動、宗教活動若しくは営利活動を行うことを目的とする団体以外の団体とし、法人格を有しない団体にあつては、次に掲げる要件を備える団体とする。

- (1) 定款に相当する規約等があること。
- (2) 団体の年間事業計画及び収支予算が定められていること。
- (3) 団体として事業の実施についての決定手続が明確になっていること。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条の助成対象事業に要する経費とし、内容については別表1に定めると

おりとする。なお、次に掲げる経費については、助成対象経費から除外するものとする。

- (1) 団体の運営経費
- (2) 食料費に相当する経費
- (3) その他助成することが適当でないと認められる経費  
(助成金の額等)

第4条 助成金は、助成対象経費の3分の1を限度に、予算の範囲内で助成するものとする。

2 助成金の額は、事業1件につき1万円以上50万円以下とし、その額に1万円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

3 同一の助成事業に対する助成金の交付は、一事業年度に1回限りとし、最初に助成金の交付を受けた年度から起算して5か年度を超えて交付することはできないものとする。ただし、実施後の事業の効果が極めて顕著であると理事長が認めた場合はこの限りでない。

4 助成金は、当該助成対象事業が他の助成金の交付を受けている場合には、その額を助成対象経費から除いた額を基に算定する。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体等は助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、理事長に申請しなければならない。

- (1) 団体等概要説明書(第2号様式)
- (2) 事業計画書(第3号様式)
- (3) その他、理事長が特に必要と認める書類  
(助成金の交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請を受けたときは、書面審査をし、必要に応じて実地調査等を行った上で、助成金の交付の可否を決定する。

(決定の通知)

第7条 理事長は、助成金の交付を決定したときは、申請者に助成金交付決定通知書(第4号様式)を送付するものとする。

2 理事長は、助成金の交付をしないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(助成金の交付手続及び方法)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、請求書を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による提出を受けたときは、交付手続を行うものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた団体等は、その事業が終了したときは、実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実施に係る日程、参加者名簿、記録写真等活動実績を明らかにする資料
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第10条 理事長は、助成金の交付を受けた団体等が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第9条の規定による実績報告書において、事実と異なる報告をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交付の決定の内容、これに付した条件その他の法令等に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 理事長は、実績報告の内容を審査し、交付した助成金に余剰金があると認めたときは、助成金の交付を受けた団体等に対して余剰金の返還を求めることができる。

2 返還金の納付が確認できない場合は、助成金の交付を受けた団体等に対して交付すべき助成金の交付を一時停止することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 財団法人武蔵野市開発公社都市活性化事業助成金交付要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成26年5月21日から施行する。